

4, 学校行事その他の教育活動については、各学校の実態に応じ、適宜実施するものとする。

(別表 2) 昭和34年度中学校標準授業時数

第 1 教科 道徳

区 分		学 年	1	2	3
A 各 教 科	必 修 教 科	国 語	175 ( 5 )	175 ( 5 )	140～ 175 ( 4～ 5 )
		社 会	140 ( 4 )	140 ( 4 )	140～ 175 ( 4～ 5 )
		数 学	140 ( 4 )	105～ 140 ( 3～ 4 )	105～ 140 ( 3～ 4 )
		理 科	105～ 140 ( 3～ 4 )	140 ( 4 )	140 ( 4 )
		音 楽	70 ( 2 )	70 ( 2 )	70 ( 2 )
		図 画 工 作	70 ( 2 )	70 ( 2 )	70 ( 2 )
		保 健 体 育	105 ( 3 )	105 ( 3 )	105 ( 3 )
		職 業 家 庭	105～ 140 ( 3～ 4 )	105～ 140 ( 3～ 4 )	105～ 140 ( 3～ 4 )
		(小 計)	945 (27)	945 (27)	945 (27)
		科	選 択 教 科	外 国 語	140 ( 4 )
職 業 ・ 家 庭	105～ 140 ( 3～ 4 )			105～ 140 ( 3～ 4 )	105～ 140 ( 3～ 4 )
そ の 他 の 教 科	35 ( 1 )			35 ( 1 )	35 ( 1 )
(生徒 1人当り小計)	140 ( 4 )			140 ( 4 )	140 ( 4 )
B	道 徳	35 ( 1 )	35 ( 1 )	35 ( 1 )	
C	特別教育活動 (ホームルーム)	35 ( 1 )	35 ( 1 )	35 ( 1 )	
D	各教科・道徳・特別教育活動 (ホームルーム) の総授業時数	1,155 (33)	1,155 (33)	1,155 (33)	

(備考) 1, 授業時数の 1単位時間は50分とする。

2, かつこ内の授業時数は、年間授業時数を35週とした場合における週当りの平均授業時数である。

3, 各学年における各教科・道徳・特別教育活動 (ホームルーム) の授業時数の計は、上表のD欄 (各教科・道徳・特別教育活動 (ホームルーム) の授業時数) によるものとする。

第 2 特別教育活動・学校行時その他の教育活動

各学校においては、第 1の表に示すもののほか、特別教育 (生徒会活動・クラブ活動) および学校行事その他の教育活動を実施するものとする。

なお、その実施については次の各項によるものとする。

- 1, 生徒会活動については、時間を特設しないで実施することができる。
- 2, グラブ活動については、各生徒について年間35時間以上実施することが望ましい。
- 3, 学校行事その他の教育活動については、各学校の実態に応じ、適宜実施するものとする。

b, 地区教育課程研究協議会

県における研究協議会の指導者を養成するための、文部省主催、東北地区研究協議会は、小学校は東京 (東京学芸大学世田谷分校) で、7月29日～31日の3日間実施された。日教組等によるはげしい参加阻止斗争が行われ第1日目は、開会式場に組員等が乱入する事態が引き起こされ、その後も、労働歌や怒号に包まれた中に会は進められた。しかし研究協議は支障なく行われた。

中学校は本県で行われ、(後記) 中学校技術・家庭は

花巻 (千秋閣旅館) で 6月18日～20日の3日間行われたが、いずれも日教組等の参加阻止、妨害行動があった。

c, 中学校教育課程の移行措置

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (昭和33年度文部省令第25号) および中学校学習指導要領 (昭和33年文部省告示第81号) による中学校教育課程が、昭和37年度から円滑に実施されるよう、昭和34年9月3日付で文部省事務官通達「中学校の教育課程に関する移行措置について」が出された。そこで、県教委としては、とり